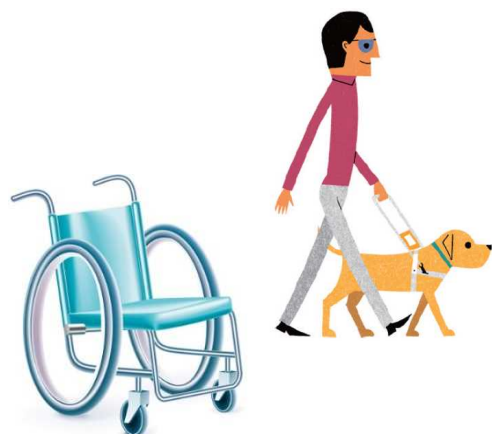


# 「心のバリアフリー」推進に向けた取組

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

平成29年7月25日(火)



# 地域生活支援事業等について

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条)

## 【事業の目的】

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。

## 【事業の性格】

- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業  
[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況  
[柔軟な形態] ①委託契約、広域連合等の活用  
②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能  
③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業(事業の実施内容は地方が決定)
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。
- (4) さらに、国として促進すべき事業については特別枠に位置づけ、一定の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。

## 【財源】

補助金(一部交付税措置あり)※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】 国1/2以内で補助      【市町村事業】 国1/2以内、  
都道府県1/4以内で補助

※促進事業は、国1/2 又は 定額(10/10相当)で補助

## 「心のバリアフリー」推進事業（地域生活支援促進事業）

### 目的

管内市町村が実施する地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業）との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリー（障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。）を広めるための取組を行う。

### 実施主体

・実施主体：都道府県

### 事業内容

#### 1 実施内容

- (1) 管内市町村における理解促進研修・啓発事業又は自発的活動支援事業の取組の広域的な調整
- (2) 管内市町村における理解促進研修・啓発事業又は自発的活動支援事業の取組との広域的な連携
- (3) 心のバリアフリーを広めるための取組

# 理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業（必須事業））

## 目的

障害児及び障害者（以下「障害者等」という。）が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る。（障害者総合支援法第77条第1項、市町村必須事業）

## 実施主体・対象者

・実施主体：市町村    ・対象者：管内地域住民

## 事業内容

### 1 実施内容

市町村が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする。

### 2 実施形式

実施にあたり、次のいずれかの形式により事業を実施

- (1) 教室等開催： 障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。
- (2) 事業所訪問： 地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。
- (3) イベント開催： 有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。
- (4) 広報活動： 障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。
- (5) その他の形式： 上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。

# 自発的活動支援事業（地域生活支援事業（必須事業））

## 目的

障害児及び障害児者（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る。（障害者総合支援法第77条第2項、市町村必須事業）

## 実施主体・対象者

・実施主体：市町村    ・対象者：管内市町村の障害者等、その家族又は地域住民など

## 事業内容

### 1 実施内容

障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業とする。

### 2 実施形式

実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。

- (1) ピアサポート    : 障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動へ支援する。
- (2) 災害対策        : 障害者等を含めた地域における災害対策活動へ支援する。
- (3) 孤立防止活動支援    : 地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動に支援する。
- (4) 社会活動支援    : 障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。
- (5) ボランティア活動支援    : 障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。
- (6) その他の形式による支援    : 上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。

## ユニバーサルデザイン2020 行動計画(抜粋)

### 3) 地域における取組

共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していなくてはならない。そのためには、障害のある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。また、その際には、障害には重複障害を含め、様々な種類や程度があることについても、理解が促進されるよう取り組むことが必要である。また、地域における取組の実施に当たっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的にかかわることが期待される。

(具体的施策)

#### ① 地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

- ・ 平成 28 年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。[厚生労働省等]